

山梨県選挙管理委員会告示第十号

令和四年一月十六日執行の山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和四年一月七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

制限額 五百八万五千八百円